

プレゼンテーション及びヒアリング実施要領 (旧健武小学校貸付に関する公募型プロポーザル方式)

1 趣旨

本要領は旧健武小学校貸付に関する公募型プロポーザル方式において、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に必要な事項について定めるものとする。

2 対象者

旧健武小学校貸付に関する公募型プロポーザル方式におけるプレゼンテーション及びヒアリングは、同募集要項の企画提案書を提出した者を対象に実施する。

3 プrezentation及びヒアリング

(1) 実施日時

令和8年3月24日（火）時間は応募者に個別に連絡する。

(2) 場所 役場102会議室（控室 役場1階 多目的活動室）

(3) 出席者 計5名以内の出席とする。

(4) 実施方法

- ① プrezentation及びヒアリングは、参加申込者がプレゼンテーションを行った後、審査員がヒアリングを行う。
- ② プrezentationの際に用いることの出来る資料は、要項に定める申込提出書類の範囲に限るものとする。
- ③ プrezentation及びヒアリングは非公開で行う。
- ④ プrezentationは10分以内、審査員によるヒアリングは15分以内とする。

(5) 留意事項

- ① プrezentationにあたっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。
- ② 機材について、パソコン及びプロジェクターは事務局で用意する。データについては3月13日（金）までに事務局まで提出すること。
- ③ プrezentation時の投影においては、予め提出した提案書の内容以外の投影を禁止とする。
- ④ プrezentationは事務局進行役の指示に従い実施するものとする。

プロポーザル担当窓口

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭555

那珂川町総務課管財係

電話：0287-92-1111

FAX：0287-92-2406

メール：kanzai@town.tochigi-nakagawa.lg.jp